

国空乗第590号 平成20年2月20日 制定
国空乗第610号 平成20年2月27日一部改正
国空乗第603号 平成23年3月4日一部改正

ICAO 言語能力要件不履行国に対する特例に係る通達

国際民間航空条約の付属書第1第164改訂版に規定する言語能力要件（以下「言語能力要件」という。）に係る標準、方式及び手続きを採用することができない外国であって、国際民間航空機関の総会決議A36-11に規定する語学要件履行計画を策定し、かつ、国際民間航空機関のウェブサイト（<http://www.icao.int/fsix/1pcompliance1.cfm>）において当該言語要件履行計画を公開したものが行った言語能力要件に係る証明、免許その他の行為及びこれらに係る資格証書その他の文書は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第235条第1項の規定により航空法（昭和27年法律第231号）第33条第1項の規定による航空英語能力証明とみなされる外国が行った証明、免許その他の行為及びこれらに係る資格証書その他の文書として国土交通大臣が適当と認めるものとする。

附 則

- 1 この通達は、平成20年3月5日から施行する。
- 2 この通達は、国際民間航空機関の総会決議A36-11に基づき、その効力を平成23年3月5日限りとしていたが、その後の同総会決議A37-10に基づき、平成23年3月5日以降にあっても、当面の間適用することとする。